

「筑西市立河間小学校いじめ防止基本方針」

筑西市立河間小学校

1 目 的

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

〈いじめ防止対策推進法第2条より抜粋〉

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止の基本的理念

〈いじめ防止対策推進法第3条より抜粋〉

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、すべての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

4 未然防止のための取組

(1) 未然防止の方針

- ① いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（居場所づくり・絆づくり）に努める。
- ② 授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける、活躍できる場を増やしていく。
- ③ 日頃の学級経営の中で、児童の自己肯定感や自己有用感を育てていく。

(2) 未然防止のために

- ア 現状を質問紙調査やオンライン相談窓口、こころと体の健康観察を活用して、欠席・遅刻・早退の状況等を把握し、課題を見つける。
- イ 課題をどう変えたいという目標（各学期・半年・1年間の終了時）を設定する。
- ウ 目標を達成するための具体的な計画を作成する。
- エ 実施計画に沿って、一連の取り組みを確実に実施する。
- オ 一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、「ア～エ」の適否を検証する。
- カ 検証の結果から導かれた新たな課題を「ア」とし再び「イ～オ」を実施する。

(3) 道徳教育の充実

豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

- ① 児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
- ② 道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
- ④ 学校経営方針に基づいた道徳教育推進教師を中心とする協力体制や指導体制、研修体制の充実
- ⑥ 元気なあいさつの推進（校内あいさつ運動）
- ⑧ 児童が主役で進める学校行事の展開

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 情報モラルに関する出前授業
- ② 法務局または地方法務局への協力要請（発信者情報等）

4 早期発見のための取組

(1) 早期発見のための措置

- ① こころと体の健康観察による毎日の児童の心の健康状況把握と1日1回以上の全児童に対する声かけ
- ② 定期的なアンケート調査（毎月1回、各学級）
- ③ いじめ防止等対策委員会での情報交換

(2) 相談体制の整備

- ① 定期的に教育相談を年2回実施
- ② チャンス相談（適宜）

(3) 教職員の資質向上（職員研修）

- ① いじめ関係の生徒指導リーフによる事例研修
- ② 個別児童の情報交換会の定期的な実施

6 関係機関との連携

市教育委員会、市家庭児童相談員、民生委員・主任児童員、市要保護児童対策地域協議会、筑西児童相談所、筑西警察署生活安全課 保護者 PTA本部役員 教育後援会

上記関係機関との適切な連携を図るために、平素から、学校と関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

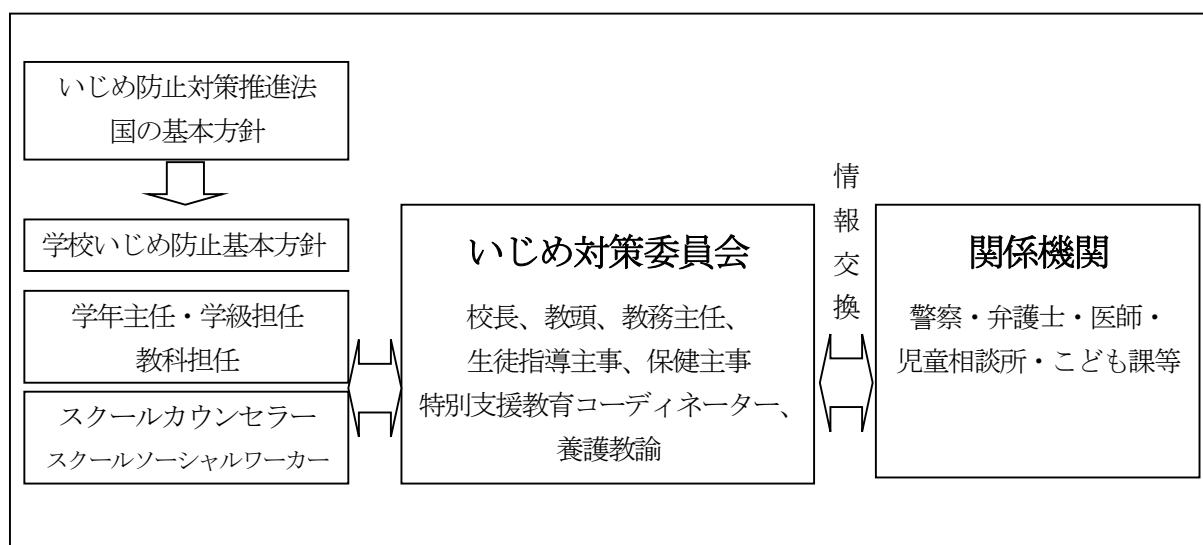
7 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を組織する。

- (1) 本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭で構成する。
- (2) 本委員会は、学期1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

8 いじめ事案への対応

- (1) いじめの事実を確認する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) 加害児童、被害児童への指導と学級等の集団への指導を実施する。
- (4) 加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
- (5) 市教育委員会へ報告する。
- (6) いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
- (7) 加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。



9 重大事態への対処

- ① いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<①の場合>

速やかに市教育委員会に連絡し、教育委員会の指導により適切に対処する。

<②の場合>

- (1) 事実関係を明確にするための調査（質問票、聴き取り調査）を実施する。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- (4) 市教育委員会へ報告する。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、筑西警察署との連携を図る。（いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ただちに筑西警察署に通報し、適切な援助を求める。）
- (6) 懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- (7) 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- (8) いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制の構築をする。

10 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。

令和5年12月改定
令和6年 3月改定
令和6年 8月改定